

○総務省令第六十六号

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第三十号）の一部の施行に伴い、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年七月十五日

総務大臣 高市 早苗

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(体制の整備等)</p> <p>第二十二條の七 法第三十一条第六項の規定により第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が講じなければならない体制の整備その他必要な措置は、次に掲げる要件を満たすものでなければならず。</p> <p>【一〇十六 略】</p> <p>(禁止行為等の規定の遵守のために講じた措置等に関する報告)</p> <p>第二十二條の八 法第三十一条第八項の規定による報告をしようとする者は、毎事業年度経過後三月以内に、様式第十六の報告書に、当該事業年度に係る次の事項を記載した書類を添えて総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>【一 略】</p> <p>二 法第三十一条第三項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項として次に掲げる事項</p> <p>イ 電気通信業務又はこれに付随する業務の全部又は一部を子会社(法第三十一条第五項に規定する子会社(同項後段の規定により子会社とみなされる会社を含む。))をいう。以下この号において同じ。)に委託した場合における当該子会社(以下この号において「監督対象子会社」という。)ごとの次に掲げる事項</p> <p>【(1)〓(3) 略】</p> <p>(4) 監督対象子会社の総株主(法第三十一条第五項に規定する総株主をいう。)又は総株員の議決権に占める自己及び子会社の有する議決権の割合</p> <p>【(5) 略】</p> <p>【ロ・ハ 略】</p> <p>三 法第三十一条第六項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項として次に掲げる事項</p> <p>【イ〓ヌ 略】</p> <p>ル イからヌまでの措置のほか、法第三十一条第六項の規定に基づき、他の電気通信事業者との間の適正な競争関係を確保するために講じた措置がある場合には、その内容</p> <p>(総務大臣が整理し、公表する情報)</p> <p>第二十五條の十 法第三十九條の二第四号の総務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。</p> <p>【一・二 略】</p> <p>三 法第三十一条第一項の規定による指定、同条第四項の規定による命令及び同条第八項の規定による報告に関して作成し、又は取得した情報</p> <p>【四〓六 略】</p> <p>様式第16(第22條の8 関係) 禁止行為等規定遵守措置等報告書</p> <p>【略】</p> <p>電気通信事業法第31條第8項の規定により、別紙のとおり禁止行為、子会社等監督及び体制整</p>	<p>(体制の整備等)</p> <p>第二十二條の七 法第三十一条第五項の規定により第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が講じなければならない体制の整備その他必要な措置は、次に掲げる要件を満たすものでなければならず。</p> <p>【一〇十六 同上】</p> <p>(禁止行為等の規定の遵守のために講じた措置等に関する報告)</p> <p>第二十二條の八 法第三十一条第七項の規定による報告をしようとする者は、毎事業年度経過後三月以内に、様式第十六の報告書に、当該事業年度に係る次の事項を記載した書類を添えて総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>【一 同上】</p> <p>二 【同上】</p> <p>イ 電気通信業務又はこれに付随する業務の全部又は一部を子会社(法第三十一条第一項に規定する子会社(同条第三項後段の規定により子会社とみなされる会社を含む。))をいう。以下この号において同じ。)に委託した場合における当該子会社(以下この号において「監督対象子会社」という。)ごとの次に掲げる事項</p> <p>【(1)〓(3) 同上】</p> <p>(4) 監督対象子会社の総株主(法第三十一条第一項に規定する総株主をいう。)又は総株員の議決権に占める自己及び子会社の有する議決権の割合</p> <p>【(5) 同上】</p> <p>【ロ・ハ 同上】</p> <p>三 法第三十一条第五項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項として次に掲げる事項</p> <p>【イ〓ヌ 同上】</p> <p>ル イからヌまでの措置のほか、法第三十一条第五項の規定に基づき、他の電気通信事業者との間の適正な競争関係を確保するために講じた措置がある場合には、その内容</p> <p>(総務大臣が整理し、公表する情報)</p> <p>第二十五條の十 【同上】</p> <p>【一・二 同上】</p> <p>三 法第三十一条第一項の規定による指定、同条第四項の規定による命令及び同条第七項の規定による報告に関して作成し、又は取得した情報</p> <p>【四〓六 同上】</p> <p>様式第16(第22條の8 関係) 禁止行為等規定遵守措置等報告書</p> <p>【同左】</p> <p>電気通信事業法第31條第7項の規定により、別紙のとおり禁止行為、子会社等監督及び体制整</p>

<p>備等の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況を報告します。        【注略】</p>	<p>備等の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況を報告します。        【注同左】</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。